

長野県告示第406号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報がありました。

令和2年8月20日

長野県知事 阿部 守一

定期種畜検査に基づく交付

Table with 8 columns: 種畜証明書番号, 家畜の種類, 品名, 名前(登録番号), 飼養者の住所氏名, 等級, 有効期限, 有効区域. It lists two entries for cattle breeds: 黒毛和種 and 黒毛和種.

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第407号

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成13年長野県告示第139号)の一部を次のように改正します。

令和2年8月20日

長野県知事 阿部 守一

第11の次に次のように加える。

(令和元年度及び令和2年度の入札参加資格に関する特例)

第12 平成31年に行った定期審査の次の定期審査は、第3の規定にかかわらず、令和4年に行うものとし、以降2年に1回行うものとする。

2 令和3年4月30日において入札参加資格を有する者については、当該入札参加資格の有効期間は、令和4年に行う定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

森林政策課

長野県告示第408号

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)の一部を次のように改正します。

令和2年8月20日

長野県知事 阿部 守一

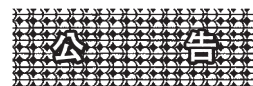
第11の次に次のように加える。

(令和元年度及び令和2年度の入札参加資格に関する特例)

第12 平成31年に行った定期審査の次の定期審査は、第2の規定にかかわらず、令和4年に行うものとし、以降2年に1回行うものとする。

2 令和3年4月30日において入札参加資格を有する者については、当該入札参加資格の有効期間は、令和4年に行う定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

建設政策課技術管理室



公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和2年8月20日

長野県知事 阿部 守一

1 試験日時

令和2年12月23日(水) 午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

Table with 2 columns: 試験地区, 試験会場. Lists examination locations across various cities in Nagano Prefecture including 佐久, 伊那, 松本, and 長野.

3 試験科目

- (1) 薬事に関する法規と制度
(2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
(3) 人体の働きと医薬品
(4) 主な医薬品とその作用
(5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)

(2) 受験手数料

15,300円(長野県収入証紙により納付してください。)

(3) 受付期間

令和2年9月7日(月)から9月18日(金)までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、令和2年9月18日までの消印があるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

ア 次の表に掲げる保健福祉事務所又は長野市保健所

名 称	所 在 地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課(県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要)

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験地区の変更はできません。

ウ 試験会場について、受験者が選択することはできません。

エ 自然災害や感染症のまん延等により試験を中止する場合があります。

5 合格発表

令和3年2月5日(金)午前9時に長野県内の保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者にはその旨を通知します。

6 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は長野県内の保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年8月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー諏訪店

諏訪市四賀1722-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西源

代表取締役 大賀 昭司

松本市小屋南2-9-25

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西源

代表取締役 大賀 昭司

松本市小屋南2-9-25

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年4月1日(予定)

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,945平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 79台

(2) 駐輪場の収容台数 56台

(3) 荷さばき施設の面積 170.4平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 15.74立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)西源	午前8時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前7時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 2か所 出口 2か所 合計 4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時～午後9時

8 届出年月日

令和2年7月31日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和2年8月20日から令和2年12月21日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

栄村における県営栄地区西山田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年8月20日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営栄地区西山田換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年8月24日から令和2年9月18日まで

3 縦覧の場所

栄村役場

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年8月20日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

1 許可番号

令和元年10月30日 長野県佐久建設事務所指令元佐建第64-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市岩村田字中一本柳2274-1、2274-2、2275-3、2275-

6、2276-7、2284、2285

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市岩村田北1-23-2

有限会社平和住宅 代表取締役 永井拓也

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年8月20日

長野県伊那建設事務所長 米倉剛

1(1) 許可番号

令和元年12月16日 長野県伊那建設事務所指令元伊建第112-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北城13333-1、13333-2、13334-1、13334-2、13335-1、13335-2、13343-1、13343-2、13344-1、13344-2、13345-1、13345-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298

箕輪町長 白鳥政徳

2(1) 許可番号

令和2年3月30日 長野県伊那建設事務所指令元伊建第112-14号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村4434、4435

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡南箕輪村2121

アール・イー・コンサルタント株式会社

代表取締役 高谷茂樹

都市・まちづくり課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和2年8月20日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和2年10月27日(火)から令和2年11月4日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和2年10月27日(火)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3
TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

15名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和2年9月14日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書

類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和2年10月5日(月)から令和2年10月9日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(34,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和2年8月20日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和2年10月30日（金）から令和2年11月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の3日間	午前9時30分から午後5時まで（令和2年10月30日（金）は、午後1時10分から午後5時まで）

(注) 講習の受付時間は、令和2年10月30日（金）午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3
TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

15名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和2年9月15日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和2年10月5日（月）から令和2年10月9日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(4) 講習手数料

講習手数料（10,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課